

お知らせ



ご不便をおかけします

王塚古墳 秋の特別公開および古墳まつり中止のお知らせ

問 特別公開に関すること ▶ 社会教育課 文化財振興係 ☎ 65・2900
 古墳まつりに関すること ▶ 企画財政課 企画広報係 ☎ 65・1085

例年10月に実施している、王塚古墳秋の特別公開および古墳まつりけいせんは、王塚装飾古墳館事務室で発生した火災からの復旧作業中のため、

中止 いたします。

王塚装飾古墳館の再開は未定ですが、復旧の際は桂川町ホームページ等でお知らせします。

お知らせ



ご確認をお願いします

定額減税補足給付金（不足額給付）について

問 税務課 税務係 ☎ 65・1076

昨年、定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対して、当初調整給付金を支給しましたが、令和6年分所得税額および定額減税額が確定したことに伴い、当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加給付を行います。

【支給対象者】次の不足額給付1、または不足額給付2に該当

《不足額給付1》

調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と調整給付額との間で差額が生じた方

《不足額給付2》以下の①から③のいずれの要件にも該当する方

- ① 令和6年分所得税額および令和6年度個人住民税所得割額がともに定額減税前税額がゼロ（本人として、定額減税の対象外）
- ② 税制度上、「扶養親族」の対象外（事業専従者や所得48万円超の者）
- ③ 以下の低所得者向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。
 - ・令和5年度非課税世帯への給付（7万円）
 - ・令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）
 - ・令和6年度新たに非課税もしくは均等割課税世帯となった世帯への給付（10万円）

支給手続き

対象者には、令和7年8月下旬に「支給のお知らせ」または「支給確認書」を送付しています。ただし、**下記に該当する場合は、ご自身で申請書の提出が必要**となります。

《申請書の提出が必要な方》

- ・令和6年1月2日以降に桂川町に転入し、支給対象となる方
 - ・令和7年1月1日時点で桂川町に住んでいて、支給対象者にもかかわらず支給のお知らせが届かなかった方
- ※申請方法については、桂川町ホームページをご覧ください。
 ※申請期限は**令和7年10月31日**まで